

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

1 これまでの計画について

わが国は、生活環境や医学の進歩により、平均寿命が世界でも高い水準で推移しています。一方で、食生活や運動など生活習慣の変化により、「悪性新生物(以下、「がん」という。)」 「心疾患」「脳血管疾患」「糖尿病」等の生活習慣病の増加により、健康のリスクが高まっています。また、高齢化や生活習慣病の増加により、介護を要する人が増加傾向にあり、健康寿命を延ばすことが重要となっています。

さらに近年、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などこころの健康を脅かす要因が増加しており、自殺対策・こころの健康づくりの必要性も高まっています。

このような状況の中、わが国は令和6年度に「健康日本 21(第三次)」を策定し、健康増進の総合的な推進についての方針を示しています。また、国民の主な死因であるがんの対策として、令和4年度に「第4期がん対策推進基本計画」、こころの健康について、令和4年度に「自殺総合対策大綱」の見直しを行っています。

こうした国の動向に対し、本市は平成26年度に「健康せんなん21(第2次計画)」(食育推進計画と一体的に策定)、平成31年度に「泉南市自殺対策計画」を策定し、市民の健康増進に取り組んできました。

両計画が令和6年度に終了することから、本市のこれまでの取組や社会情勢の変化を踏まえ、すべての市民の健康のリスクを抑制し、心豊かに生活できる持続可能な社会を実現していくため、新たに計画を策定します。

2 新たな計画策定について

これまで本市では、「健康せんなん21(第2次計画)」(食育推進計画と一体的に策定)と「泉南市自殺対策計画」を個別の計画として策定・推進してきました。

しかし、人口減少・少子高齢化、世帯構造の変化、様々な分野における担い手不足など、施策の背景となる地域の状況は年々変化しています。特に、地域のつながりの希薄化や担い手不足が与える影響は大きく、保健・健康づくり等にかかる取組も、効果的・効率的に実施できるよう、新たな展開を検討する必要があります。

「健康せんなん21(第2次計画)」における「休養・こころの健康」に関する取組は、「泉南市自殺対策計画」の取組と重複するものも多いため、計画を一体化し、横断的な施策を展開することでより高い効果が期待できます。

こうしたことから、新たな計画は「健康せんなん21」と「自殺対策計画」を一体化し、自殺対策は本市の健康増進の重要な施策分野として推進します。

第2節 法・制度の動向

1 健康増進

(1) 健康増進法

健康増進法は、国民の健康増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めるもので、栄養の改善など健康の増進を図り、国民保健の向上を目的としており、市町村健康増進計画の策定が規定されています。

(2) 第5次国民健康づくり対策（健康日本 21）

国は、令和6年度から「第5次国民健康づくり対策」として「健康日本 21(第三次)」に取り組むこととしています。「健康日本 21(第三次)」の基本的な方針では、基本的な方向として次の4点をあげています。

<基本的な方向>

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2. 個人の行動と健康状態の改善
3. 社会環境の質の向上
4. ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

2 食育推進

(1) 食育基本法

食育基本法は、国民の「食」についての意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために食育を推進することを目的としており、市町村食育推進計画の策定が規定されています。

(2) 第4次食育推進計画

国は、令和3年度から「第4次食育推進計画」のもとで食育に関する施策に取り組むこととしています。同計画では、重点事項として次の3点をあげています。

<重点事項>

1. 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
2. 持続可能な食を支える食育の推進
3. 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

3 自殺対策

(1) 自殺対策基本法

自殺対策基本法は、自殺対策の総合的な推進により、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会を実現することを目的としており、市町村自殺対策計画の策定が規定されています。

(2) 自殺総合対策大綱

国は、令和4年度に改正した「自殺総合対策大綱」のもとで自殺対策に取り組むこととしています。同大綱の令和4年度の改正では、次の4点が重要な改正内容としてあげられています。

<令和4年度の主な改正内容>

1. こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

第3節 SDGsの推進

SDGsは、平成27年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたもので、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和等の広範な分野にわたって令和12年(2030年)までの17の国際目標が設定されています。この17の目標は相互に関連しており、それを包括的に解決することで、達成する仕組みとなっています。

SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。開発途上国のみならず先進国も含めすべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、わが国としても積極的に取り組むこととしています。

本市においても、少子高齢化の進展による人口減少や地域社会のつながりの希薄化など、様々な課題が懸念されています。こうした中、将来にわたり人々が安心して暮らせるような、持続的なまちづくりを推進し、暮らしの基盤の維持を図ることが、SDGsの理念と重なり合うことから、本計画においてはSDGsを保健的側面から推進するものとします。

SDGsの17 目標



第4節 計画の位置づけ

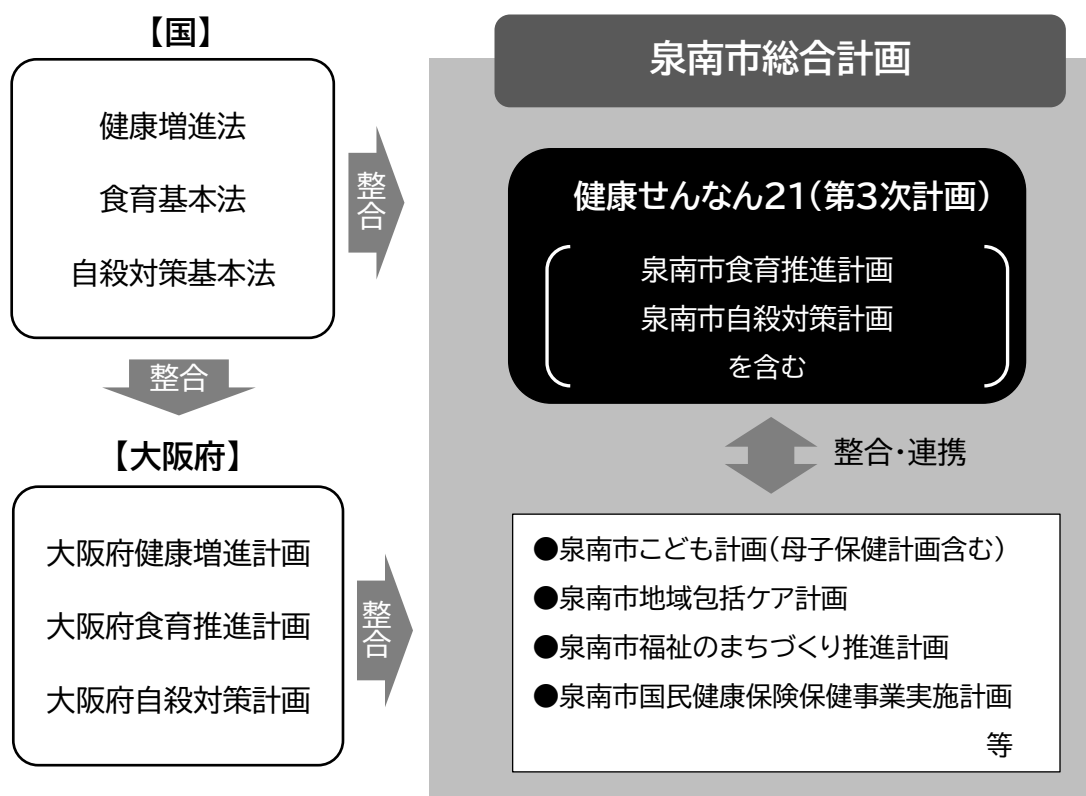
本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」として策定します。また、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」を包含して策定するものとします。

国の「健康日本 21(第三次)」、「第4次食育推進基本計画」、「第4期がん対策推進基本計画」、「自殺総合対策大綱」等を踏まえ、さらに大阪府の「第4次大阪府健康増進計画」、「大阪府自殺対策計画」等を踏まえて施策を位置づけます。

また、「こども基本法」及び「成育基本法」に関連する母子保健分野の取組については、「泉南市こども計画」に位置づけることとします。

加えて本計画は、「泉南市総合計画」を上位計画とし、本市の関連する諸計画との整合を図りながら、市民、関係機関・団体、事業者等と行政が一体となって推進する行動計画として策定します。

本計画のイメージ



第5節 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間とします。

また、計画の進捗や国の動向、社会情勢の変化等に対応するため、計画の中間年度にあたる令和12年度に中間評価、そして令和18年度には最終評価を行います。

第6節 策定体制と手法

本計画の策定に当たっては、「泉南市民健康づくり推進協議会」で検討を重ねるとともに、「市民アンケート」、「関係団体ヒアリング」や「パブリックコメントの募集」等を実施し、広く市民の意見を聴き、その反映に努めました。